

厚生年金保険等の被保険者資格取得の基準の明確化

平成28年10月1日から、健康保険・厚生年金保険の被保険者資格の取得基準が以下のとおり明確になります。

1. 被保険者資格取得の基準（4分の3基準）の明確化

従来の取り扱い（旧）	平成28年10月1日以降の取り扱い（新）
1日または1週の所定労働時間および1月の所定労働日数が常時雇用者のおおむね4分の3以上 （この基準に該当しない場合であっても就労形態や勤務内容等から常用的使用関係にあると認められる場合は被保険者となります。）	1週の所定労働時間および1月の所定労働日数が常時雇用者の4分の3以上

2. 被保険者資格取得の経過措置

施行日（平成28年10月1日）において、新たな4分の3基準を満たしていない場合であっても、施行日前から被保険者である方は、施行日以降も引き続き同じ事業所に雇用されている間は、被保険者となりますので、「資格喪失届」の提出は必要ありません。

短時間労働者に対する適用拡大に係る事務の取り扱い

平成28年10月1日から、**特定適用事業所**に勤務する**短時間労働者**は、新たに厚生年金保険等の適用対象となることから、特定適用事業所に該当する場合は、右ページの手続き等が必要となります。

1. 特定適用事業所とは

同一事業主（法人番号が同一）の適用事業所の被保険者数（短時間労働者を除き、共済組合員を含む）の合計が、1年で6カ月以上、500人を超えることが見込まれる事業所が該当します。

2. 短時間労働者とは

勤務時間・勤務日数が、常時雇用者の4分の3未満で、後述の「短時間労働者の要件」①～⑤のすべてに該当する方となります。

裏面は、短時間（パート等）で働く皆さまへの周知用にご活用ください。

ご不明な点がございましたら、管轄の年金事務所へお問い合わせください。

特定適用事業所に該当する場合の届出等

1. 施行日時点で特定適用事業所に該当する適用事業所

施行日時点で特定適用事業所の要件を満たす適用事業所には、8月下旬に「特定適用事業所該当事前のお知らせ」をお送りするとともに、10月初旬に「特定適用事業所該当通知書」を送付します(下記2.の「特定適用事業所該当届」の提出は不要です)。

2. 特定適用事業所の要件を満たすことが見込まれる適用事業所

- 法人番号が同一の適用事業所の被保険者数が500人を超える月が直近11カ月で5カ月となる事業所に対して、「特定適用事業所に関する重要なお知らせ」を送付します。
- 特定適用事業所の要件を満たす場合は、**本店または主たる事業所の事業主から「特定適用事業所該当届」を提出してください。**
- 「特定適用事業所該当届」の提出がなかった場合でも、機構において判定を行い、要件を満たしていることが確認できた場合は、特定適用事業所に該当したものとして取り扱い、機構から「特定適用事業所該当通知書」を送付します。

特定適用事業所の短時間労働者の資格取得届

勤務時間・勤務日数が、常時雇用者の4分の3未満で、以下の①～⑤のすべてに該当する方は**短時間労働者**に該当するため、「資格取得届」※を該当日から5日以内に提出してください。

【短時間労働者の要件】

- ① 週の所定労働時間が20時間以上あること
- ② 雇用期間が1年以上見込まれること
- ③ 賃金の月額が8.8万円以上であること
- ④ 学生でないこと
- ⑤ 常時501人以上の企業(特定適用事業所)に勤めていること

(様式例)

【特定適用事業所該当/不該当届】(新規)

【資格取得届】※

※短時間労働者の資格取得届を提出する場合は、機構ホームページから備考欄に「☒短時間労働者(3/4未満)」のチェックボックスを記載している上記の様式をダウンロードのうえ、チェックボックスにチェックし、提出してください。
なお、チェックボックスが記載されていない資格取得届を使用する場合は、備考欄に「短時間労働者」と付記してください。

各種届出様式等については、機構ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

事業主の皆さまへ(短時間(パート等)で働く方にご案内ください)

平成28年10月1日から 厚生年金保険・健康保険の加入対象が広がります！ (社会保険の適用拡大)

1. 何が変わるのですか？

現在は、一般的に週30時間以上働く方が厚生年金保険・健康保険(社会保険)の加入の対象ですが、平成28年10月からは週20時間以上働く方などにも対象が広がり、より多くの方がより厚い保障を受けることができます(社会保険の適用拡大)。※対象は従業員501人以上の会社です(後述参照)。

2. 加入する(適用になる)メリットは？

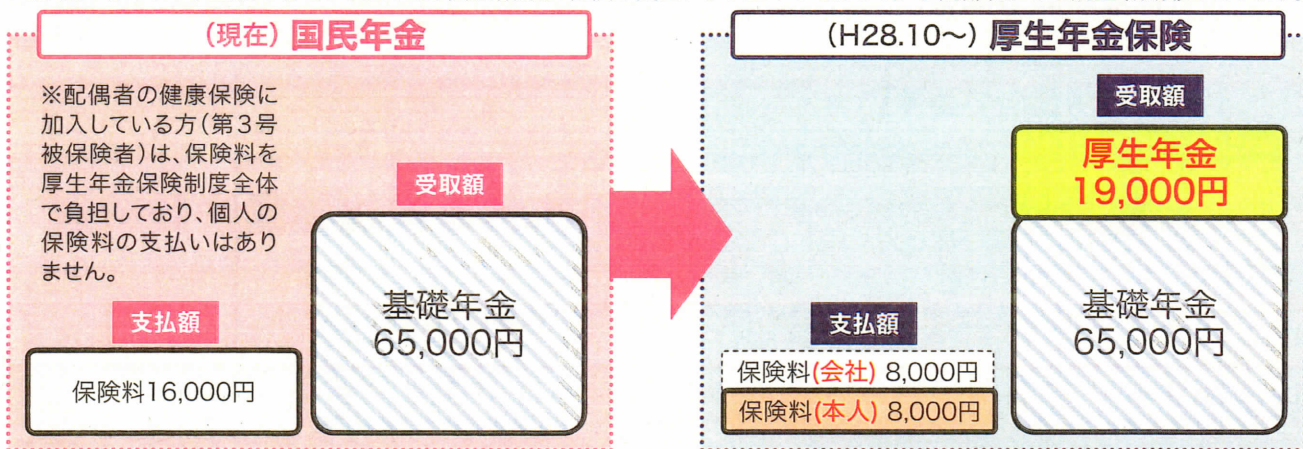
① 将来もらえる年金が増えます

全国民共通の基礎年金に加えて、報酬比例の年金(厚生年金)が終身でもらえます。

モデルケース(月収88,000円)	保険料	増える年金額(目安)
40年間加入	月額8,000円/年額96,000円	月額19,300円/年額231,500円 × 終身
20年間加入	月額8,000円/年額96,000円	月額 9,700円/年額115,800円 × 終身
1年間加入	月額8,000円/年額96,000円	月額 500円/年額5,800円 × 終身

<保険料と年金額のモデルケース(40年間加入)> ※金額は月額

※月収が増えると年金額も増えます。また受取開始後も、物価や賃金により上下するほか、少子高齢化による調整(減額)があります。



② 障害がある状態になった場合なども、より多くの年金がもらえます

厚生年金保険に加入中に万一障害がある状態になった場合に、「障害厚生年金」が支給されます。また、万一お亡くなりになった場合も、ご遺族の方に「遺族厚生年金」が支給されます。

③ 医療保険(健康保険)の給付も充実します

ご自身の勤め先で健康保険に加入すると、賃金に応じた毎月の保険料(上記モデルケースでは、月額4,400円)で、ケガや出産によって仕事を休まなければならない場合に、賃金の3分の2程度の給付を受け取ることができます(傷病手当金、出産手当金)。

④ 会社も保険料を支払います。一部の方は保険料が安くなることがあります

会社もあなたのために同じ額の保険料を支払います。つまり、ご自身が支払った保険料の2倍の額が支払われていることになり、それが将来の厚生年金につながります。また、現在ご自身で国民年金や国民健康保険の保険料を支払っている方は、ご自身で支払う保険料が安くなることがあります。

3. どんな人が新たに加入することになるの？

お手元に雇用契約書や労働条件通知書、給与明細書などをご用意のうえ、以下をご確認ください。

Q1 以下の項目のうち、いずれか1つでも該当しますか？

- ☐ 年金や医療保険の保険料を自身の給与から天引きされている。
- ☐ 現在、学生である(夜間、定時制の方は除きます)。
- ☐ 雇用期間が1年未満の予定(更新の可能性のある方は除きます)。
- ☐ 現在、70歳以上である(健康保険は75歳以上なら該当となります)。
- ☐ 勤め先の会社の従業員数(正社員など)は、500人以下である。

※正社員の方など、すでに社会保険の対象となっている従業員の数でお答えください。
当てはまるかどうか不明の場合は、勤め先の会社にお尋ねください。



新たに厚生年金保険や健康保険に加入する方ではありません

NO

Q2 1週間あたりの決まった労働時間は20時間以上ですか？

※残業時間は含めません。あらかじめ働くことが決まっている労働時間(所定労働時間)をご確認ください。

※なお、雇用保険に加入している方は「YES」へお進みください。



YES

Q3 1カ月あたりの決まった賃金は88,000円以上ですか？

※賞与、残業代、通勤手当などは含めません。

あらかじめ決まっている賃金(所定内賃金)をご確認ください。

※契約書等で不明な場合は、例えば

「時間給×Q2でみた労働時間×52週÷12カ月」で計算します。



YES

厚生年金保険・健康保険の加入対象になる可能性があります

4. その他気をつけておくべきポイント

- ・社会保険の被扶養者(第3号被保険者)かどうかを判断する年収130万円の基準に変更はありませんが、年収130万円未満であっても、上記の加入要件に当てはまる方は、被扶養者とはならず、ご自身で厚生年金保険・健康保険に加入することになります。
- ・配偶者が勤めている会社から支給される扶養手当(家族手当等)の支給要件については、その会社にお問い合わせください。
- ・厚生年金保険・健康保険の加入手続は勤め先の会社を通して行いますが、現在ご自身で国民健康保険に加入している方は、国民健康保険の資格喪失の届出をご自身で行う必要があります。詳しくは、お住まいの市(区)役所または町村役場にお尋ねください。
また、現在、配偶者の健康保険に加入している被扶養者の方も、資格喪失の届出を配偶者の会社を通して行う必要がありますので、その旨を配偶者の会社申し出ください。

5. より詳しく知りたい方へ

社会保険の適用拡大についての詳しい内容は、厚生労働省のホームページをご覧ください。最寄りの年金事務所にお尋ねください。

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/2810tekiyoukakudai/>

こちらのQRコードからも入れます →→→

